

2 養護者による高齢者虐待のとりえ方

(1) 「高齢者（被虐待者）」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（第2条第1項）。

また、介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45第1項第4号）の実施が義務づけられていますが、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

したがって、65歳未満であっても介護保険の適用となる特定疾病を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる者であれば、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を行っていく必要があります。

なお、65歳未満の者であって介護保険法に規定されているサービスの提供を受ける障がい者については、法の一部改正（下欄枠内参照）により、「高齢者」とみなして対応することになりました。

そのため、高齢者虐待対応を原則としながらも、本人の状況等を勘案し、高齢福祉課と社会福祉課が連携し、本人にとって最も適切な対応を判断していくことが求められます。

■ 高齢者虐待防止法 第2条第6項

65歳未満の者であって要介護施設に入所し、その他要介護施設を利用し、又は要介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(2) 「養護者（虐待者）」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、養護者について「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義されており（第2条第2項）、高齢者の日常生活において何らかの世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。また、「現に養護する」養護者が同居人による高齢者への虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として対応を行っていく必要があります。

状況によっては、本来は介護を受ける立場となる者が認知症の症状等により、虐待をする側になることもあります。

また、DVの場合は、夫婦またはパートナー間で養護が必要ではない場合もありますが、暴力を行っている者を虐待者＝養護者とします。